

抗議声明

蒲郡駅事件（刑事裁判）の上告棄却を弾劾する！

7月7日、最高裁判所第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は、蒲郡駅事件（刑事裁判・平成21年（あ）第1833号事件）の上告棄却を決定した。我々は満腔の怒りを込めて反動決定を弾劾する。

棄却理由は、「弁護人の上告趣意は事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、上告理由に当たらない」という趣旨である。ふざけるのもいい加減にせよ！名古屋地方裁判所と名古屋高等裁判所の判断こそ事実誤認である。

推認や憶測だけで犯行ストーリーをつくり上げ、無実の人間を犯罪者に仕立てる行為こそが人権侵害であり、憲法に謳われている基本的人権をないがしろにするものである。このような裁判官がいるからこそ、日本にはえん罪が蔓延し、海外からも日本の司法のレベルの低さを指摘される根拠となっているのだ。

裁判の争点となった管理者専用書庫のカギ、加藤誠二さんが持っていたファイルの指紋はどう説明するというのか。蒲郡駅事件は具体的な物的証拠が一切ないのである。裁判は事実認定に基づき進められるものだ。このような裁判は絶対あつてはならないものだ。

蒲郡駅事件は、JR総連・JR東海労の組織と運動を破壊することを目的とした政治弾圧であり、警察権力・JR東海一部経営陣・JR東海ユニオン・一部マスコミなどが一体となり蠢いていることは、この間我々が主張してきたことである。時あたかも、第22回参議院議員選挙の投開票日直前の棄却決定は、組織内候補を擁立して闘っている我々JR総連に対する妨害以外の何物でもない。

我々は、この反動決定を絶対許さない！我々は、正直な人間が犯罪人にされる社会を絶対許さない！我々は闘う以外に道はない！歪んだ社会を、まともな社会に変えるために断固闘う！残りわずかとなった第22回参議院議員選挙闘争で、我が仲間を国政に送り出すために断固闘う！

2010年7月8日

JR東海労働組合